

福祉サービス第三者評価 ～福祉サービスの質向上のための取組～

経営環境や利用者の意識の変化に伴い、福祉事業の経営者は、常に利用者の立場に立って自ら積極的にサービスの質の向上に向けた取組を行っていくことが求められています。より良いサービスにするために、福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？

◆福祉サービス第三者評価ってなんですか？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表するもので、

- 社会福祉事業の経営者にとっては、サービスの質の向上を図るきっかけとなる
- 利用者の方々にとっては、適切なサービスが選択できる情報となる

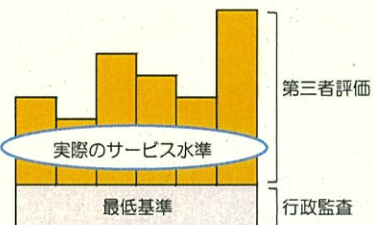
仕組みです。

福祉サービス提供事業者の格付けや順位づけを行うことが目的ではありません。

◆行政監査とどう違うのですか？

行政監査は、法令が定める最低基準を満たしているか否かについて定期的に所管の行政庁が確認を行うものです。

第三者評価は、現状の福祉サービスをより良いサービス水準に導くもので、福祉サービスの質の向上を意図しているという点で根本的に異なります。



◆評価を受けるメリットはなんですか？

新たな気付きがある

評価結果のみならず、実施の過程を通じ、それまで気づかなかった良い点や改善点など、新たな「気付き」があり、組織内で共有しやすくなります。

運営の視点が分かる

事業所の運営管理等についても評価を行いますので、評価調査者との対話などにより運営面での新たなヒントを見つけることができます。

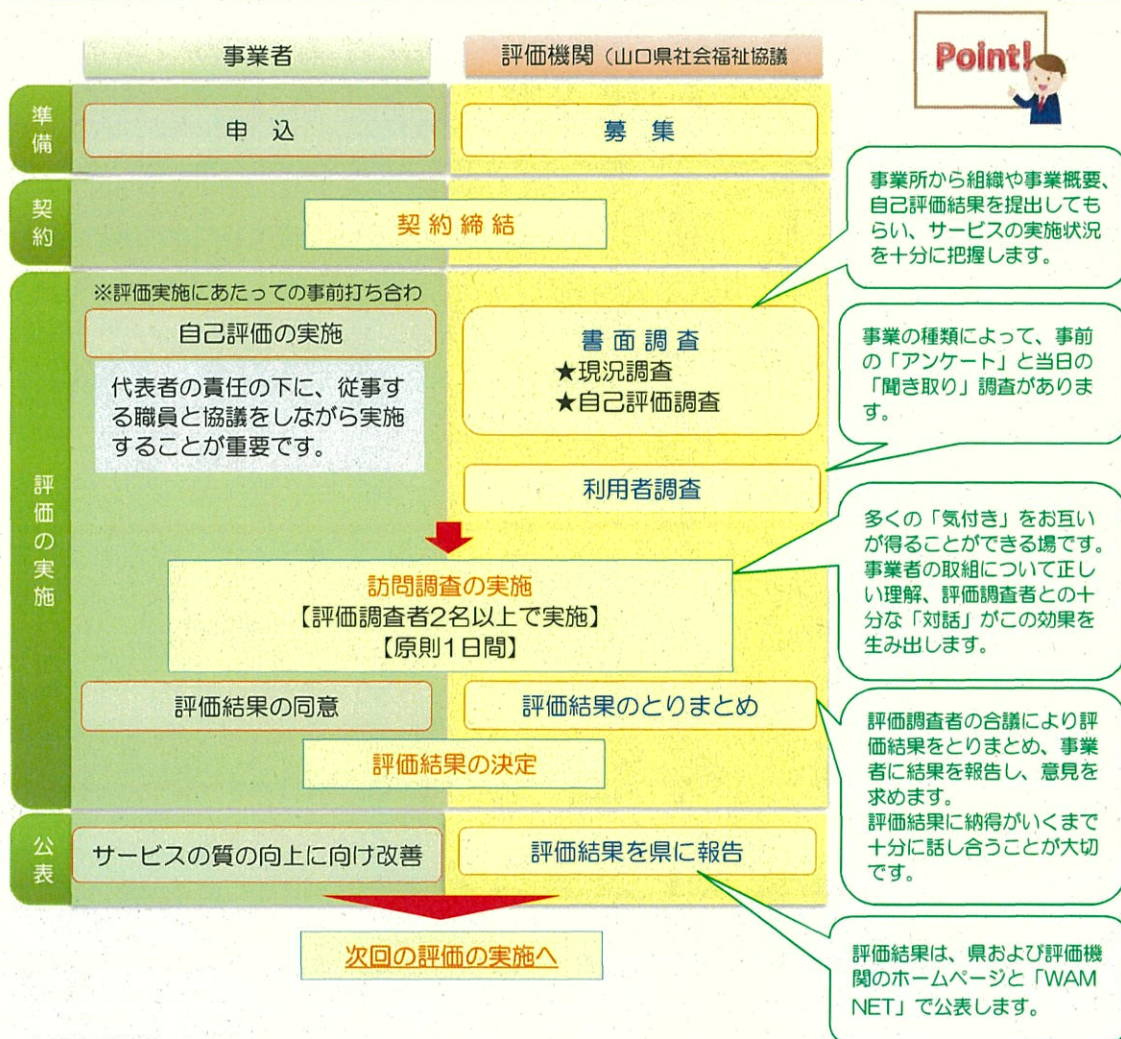
施設の特徴をPR

受審証明書の掲示などにより、サービスの特徴、事業者としての考え方や取組についてPRし、利用者本人や家族、地域の方々に理解していただくことができます。

第三者評価の受審により、

- ◆運営費（措置費）の弾力的運用
- ◆社会福祉法人の指導監査の緩和（2年に1回⇒4年に1回）
が認められる場合があります（選択要件）

◆評価はどのように行われるのですか？



◆評価機関

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会（H17.12.12認証）

◆評価料金

- ・ 1事業所あたり263,000円（税込）
保育所はうち150,000円を公定価格に加算
- ・ 社会的養護関係施設は1事業所あたり308,000円（税込）〈全額措置費算定〉

お問い合わせ

《制度の内容について》



山口県
健康福祉部厚政課
地域保健福祉班

〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL : 083-933-2724
FAX : 083-933-2739
E-mail : a13200@pref.yamaguchi.lg.jp
※詳細は、下記URLをご覧ください。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17781.html>

《受審の申込について》

社会福祉法人
山口県社会福祉協議会
総務企画部福祉振興班

〒753-0072 山口市大手町9-6
TEL : 083-924-2799
FAX : 083-924-2798
E-mail : hyoka-chosa@yg-you-i-net.or.jp
※詳細は、下記URLをご覧ください。
<http://yamaguchi-hyoka.jp/>

評価受審施設・事業所募集の御案内（令和7年度）

福祉サービス第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

山口県社会福祉協議会は、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、平成17年度に評価機関として山口県の認証を受け、福祉サービス第三者評価事業を実施しています。

令和7年度は、下記の要領で受審を希望する施設・事業所を募集いたします。多くの皆様のお申込みをお待ちしています。

1 評価対象施設・事業所

令和7年度は下表の種別を評価対象といたします。

| | 施設・事業所種別 |
|-----------------|---|
| 高齢者福祉施設・事業所 | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所 |
| 厚生施設 | 救護施設、婦人保護施設 |
| 障害福祉サービス事業所 | 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所 |
| 障害者支援施設（施設入所支援） | 障害者支援施設（施設入所支援） |
| 保育所 | 保育所 |
| 児童福祉施設・事業所 | 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、障害児通所支援事業所 |

2 評価の手法

評価手法については、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定により行うものとし、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施します。

※ 詳細については、別添2「評価手法」を御参照ください。

3 評価料金

- ・高齢者、障害児・者の施設・事業所、救護施設、婦人保護施設、保育所
1事業263,000円（税込）
- ・社会的養護関係施設
1施設308,000円（税込）

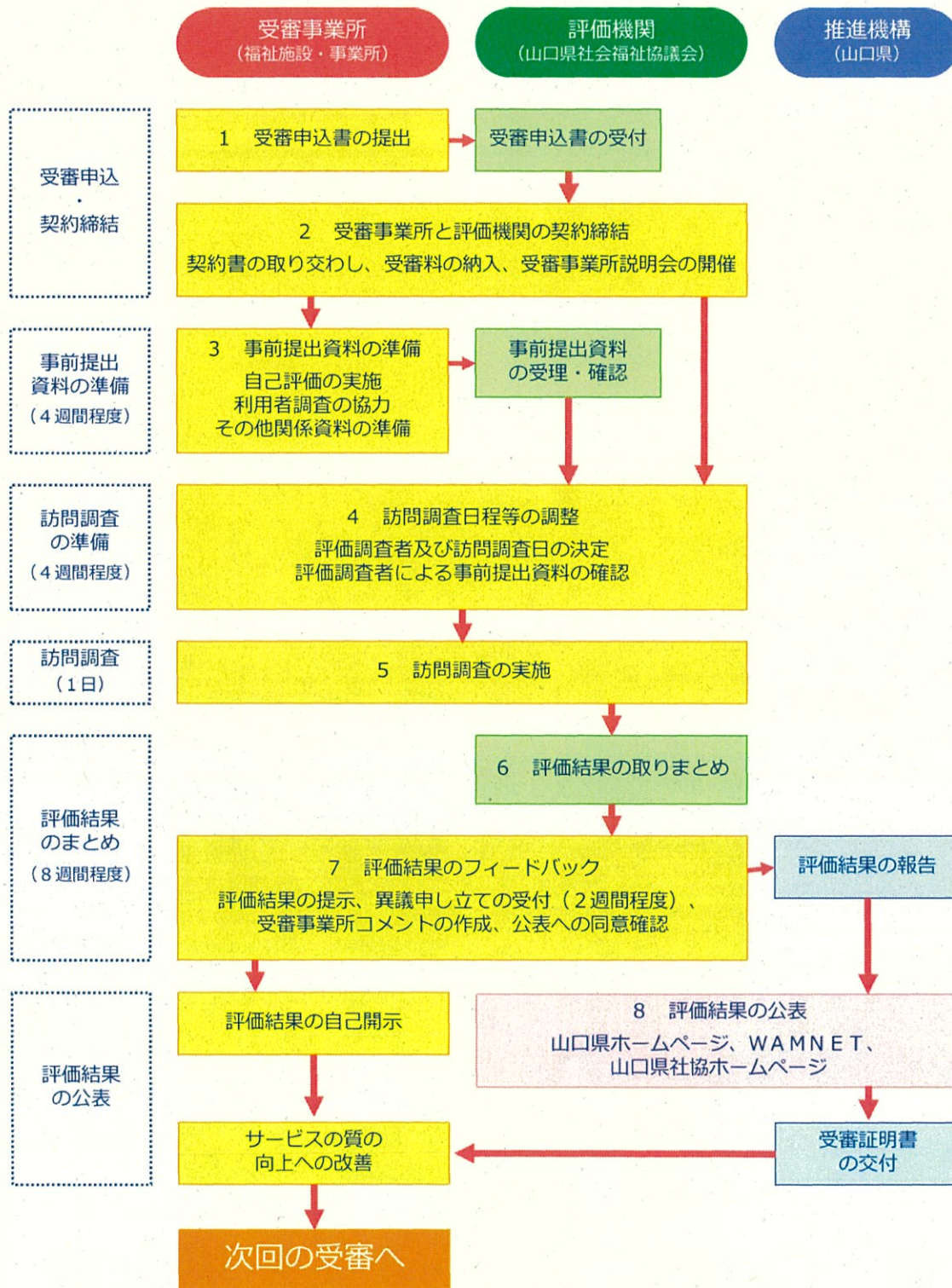
4 募集期間

令和7年4月30日（水）【必着】まで

5 申込方法

別紙（様式第1号）「評価受審申込書」に必要事項を記入の上、FAX又は郵送でお申込みください。

6 受審スケジュール (目安)



7 問合せ・申込み先

【福祉サービス第三者評価機関】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 (認証番号: 山口県第1号)

総務企画部 福祉振興班 担当: 嶋谷、未成、村田 (菜)

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL: 083-924-2799 FAX: 083-924-2798

Mail: hyoka-chosa@yg-you-i-net.or.jp HP: <http://yamaguchi-hyoka.jp/>

《 評 価 手 法 》

1 評価手法について

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定により行うものとし、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施するものとする。

(書面調査)

・書面調査は、評価業務契約締結後、事業者へ次の書面の提出を求め、現況調査及び自己評価調査を実施し、施設・事業所の概要やサービスの実施状況等を把握するものとする。

(1) 現況調査

・評価を受ける施設・事業所の組織及び事業の概要等を示す書類

(2) 自己評価調査

・評価を受ける施設・事業所が評価基準の評価項目について、代表者の責任の下に、従事する職員と協議しながら実施した自己評価結果

(訪問調査)

・訪問調査は、書面調査を踏まえ、評価調査者が施設・事業所を訪問し、評価項目について調査を行うことにより実施するものとする。

・訪問調査は原則として1日間とし、施設・事業所の運営状況について評価調査者全員が代表者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

・所定の調査作業を終了した後、代表者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(利用者調査)

・評価機関は、利用者のサービスに関する意向を把握するため利用者調査を実施、その結果を活用するものとする。

・利用者調査は、事業の種類ごとに利用者の意向を反映できる適切な方法で実施する。

2 評価対象施設・事業所種別について

評価対象施設・事業所種別は、別表のとおりとする。

3 評価基準について

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準とする。

4 受審料について

高齢者、障害児・者の施設・事業所、救護施設、婦人保護施設、保育所については1事業につき26万3千円(税込)とし、社会的養護関係施設については、1施設につき30万8千円(税込)とする。

5 評価結果の決定等について

県社協は、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、訪問調査を行った評価調査者全員の合議により、評価結果を決定する。

6 評価結果の公表について

県社協は、山口県福祉サービス第三者評価事業公表要領等に基づき評価結果を公表するものとする。ただし、社会的養護関係施設については、令和4年3月23日付け子発0323第3号、社援発0323第30号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」による定めに基づき公表するものとする。

(公表への同意)

・県社協は、公表が義務化されている社会的養護関係施設以外の事業者において、評価結果の公表について事業者の同意を得るものとし、評価業務の終了後、県に対して、その評価結果及び公表に関する同意の有無を報告するものとする。

(評価機関における公表)

・県社協は、公表が義務化されている社会的養護関係施設以外の事業者において、県への報告後、公表内容をインターネット上の県社協ホームページ上で公表するものとする。ただし、やむを得ない場合は、県に対して評価結果を報告することにより、公表に替えることができるものとする。

・県社協は、社会的養護関係施設の事業者において、県及び全国社会福祉協議会への報告後、公表内容をインターネット上の県社協ホームページ上で公表するものとする。

・公表の期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間とする。